



## 新型コロナウイルス（Covid-19）：インドの事業への影響【ロックダウンに関する続報】

インドでは2020年3月25日からロックダウンが実施され、国家防災委員会は2020年5月17日付決定により、ロックダウンを2020年5月31日まで再度延長することを決定した。これを受けて同日、内務省はロックダウン中に各省庁や地方政府が実施すべき措置に関して、新たなガイドライン（「新ガイドライン」）を公布した。新ガイドラインにおいては、第2回ロックダウン延長時と比べてさらに規制緩和がなされている。本ニュースレターでは、新ガイドラインの内容を紹介する。

なお、インドではすでに国家防災委員会の2020年4月14日決定及び2020年5月1日決定の2回にわたって延長されてきた。これらの各延長時において、ロックダウンによる規制措置は徐々に緩和されているが、これらの詳細については前回のニュースレター<sup>1</sup>で説明しているため、そちらを参照されたい。

### 1. ゾーン分け

第2回ロックダウン延長時においては、感染者の数等に応じてレッドゾーン、オレンジゾーン、グリーンゾーンというゾーン分けが導入され、ゾーンごとに許容される活動や条件等が定められていた。これらのゾーン分けは、健康・家族福祉省によりなされるものとされていた。

新ガイドラインにおいては、レッドゾーン、オレンジゾーン、グリーンゾーンのゾーン分けは地方政府等が行うものとされ、ゾーン分けの権限が健康・家族福祉省から地方政府等に移管された。ただし、地方政府等は、ゾーン分けを行う際に健康・家族福祉省が定める考慮要素を考慮すべきとされている。そして区域行政がレッドゾーン及びオレンジゾーンの中に抑制ゾーン及びバッファゾーンを設けるものとされた。抑制ゾーンにおいては不可欠な活動のみが許容され、医療上の緊急性や基礎物資等の供給の必要性がある場合を除き、人の出入りを厳格にコントロールするものとされている。

### 2. ロックダウン中に禁止される活動

第2回ロックダウン延長時においては、州を跨ぐバスによる公共輸送（内務省が許可したものを除く）や、州を跨ぐ個人の移動（医療上の理由、医療上の活動による場合を除く）は禁止されていた。新ガイドラインではこれらが禁止の対象から外され、実施可能となった（ただし、抑制ゾーンを除く）。また、新ガイドラインの下では、抑制ゾーンを除き乗客がバス等により州内を移動することも許容されている。もっとも、以下の活動については、第2回ロックダウン時と同様に引き続き禁止されている。

- 旅客空輸（国際線・国内線の両方）（医療サービスやセキュリティー上必要なもので、内務省の許可を得たものを除く）

<sup>1</sup> 前回のニュースレターは下記 URL よりご覧いただくことができます。

[https://www.dropbox.com/s/1m1b1ec1wuqigoy/Covid-19\\_Impact%20on%20employment%20conditions%20in%20India\\_ja.pdf?dl=0](https://www.dropbox.com/s/1m1b1ec1wuqigoy/Covid-19_Impact%20on%20employment%20conditions%20in%20India_ja.pdf?dl=0)

- 地下鉄サービス
- 学校、大学、教育トレーニング、コーチング機関等（ただし、オンラインラーニングは許可されており、かつ推奨されている）
- ホテル、レストラン、その他のホスピタリティサービス（医療、警察、政府機関の職員を収容する場合等を除く）
- 映画館、ショッピングモール、ジム、スイミングプール、遊園地、劇場、バー等
- 社会、政治、スポーツ、エンターテインメント、学術、文化、宗教活動
- 礼拝場等

### 3. 新型コロナウイルス管理のための国家指令

新ガイドラインにおいては「新型コロナウイルス管理のための国家指令」が定められている。その内容は、以下の通りである。

- 全ての公共の場所及び就業場所において、フェイスマスクを着用することは義務である
- 公共の場所及び就業場所において唾を吐くことは、罰金による処罰の対象となる
- 社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）は、全ての者において公共の場所及び交通機関で実施されなければならない
- 婚姻関係の集会においては、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保し、来賓の数は最大50名までである
- 葬儀関係の集会においては、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保し、来賓の数は最大20名までである
- 公共の場所におけるアルコール、たばこ等の消費は禁止される
- 店舗においては、顧客間の距離を最低6フィート（約182.3センチメートル）保ち、5名以上を店舗に入れないこと
- 可能な限り、自宅勤務体制をとること
- 営業時間の短縮を実施すること
- 共用スペースへの出入りの際に、体温測定、手洗い、サニタイザーの使用を行うこと
- 就業場所、教養設備、人の接触が行われる全ての場所（ドアノブ等）について頻繁に消毒を行う

こと

- 就業場所の責任者は、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保し、実施すること

#### 4. 夜間の外出禁止

いずれのゾーンにおいても、午後7時から午前7時までの間、不可欠な活動を除き、人の移動が禁止されている。

#### 5. アロガヤ・セトゥアプリの使用

新ガイドラインにおいては、就業場所における感染のリスクを早期に検出するため、雇用主に対して、従業員がアロガヤ・セトゥアプリをインストールしたことを確認するように推奨している。アロガヤ・セトゥアプリは、接触追跡のためのアプリケーションである。アロガヤ・セトゥアプリの使用は義務的ではないが、インドネシア政府が推奨している。

#### Authors



Counsel

ディーパク シンマー **Deepak Sinhmar**

deepak.sinhmar@miura-partners.com

Counsel

井上 諒一 **Ryoichi Inoue**

ryoichi.inoue@miura-partners.com



三浦法律事務所

Miura & Partners

Public Relations  
Miura & Partners

[info@miura-partners.com](mailto:info@miura-partners.com)

+81-3-6270-3555

[www.miura-partners.com](http://www.miura-partners.com)

Twitter: @miura\_partners